

社会福祉法人 二王子会

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

国では、急激な少子化の流れを変えるために、集中的かつ計画的に次世代育成支援対策に取り組んでいくこととし、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画の策定を義務づけています。

また、仕事と生活の調和の更なる推進が必要であることから、この度の計画改定にあわせて、事業者等には育児休業取得や労働時間の把握と数値目標を義務付け、目標実現へのプロセスを重要視することとしています。

当法人では、国の動向を踏まえ、全職員が働きやすい環境をさらに充実させるため、誰もがワークライフバランスのとれた働き方ができるように取り組んでいきます。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日までの 3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1 年次有給休暇取得率を 65%以上とする。

<現 状>

令和5年度介護労働実態調査53.7%と比較し、当法人有給取得率は63.4%と、比較的高い取得率であるが、個人別では、3割強の職員が50%を下回っており、有給の取得状況に偏りがある。男女問わず誰もが、ワークライフバランスのとれた働き方ができるように、取得率の底上げを図る必要がある。

<対 策>

- 令和 7 年 4 月 ~ 年次有給休暇取得状況についての実態を調査・分析する。
- 令和 7 年 9 月 ~ 分析結果を、施設長会議に報告し、取得を推進する。
- 令和 8 年 2 月 ~ リフレッシュ休暇の積極的取得を呼び掛ける。

目標2 男性職員の育児休業取得率を50%以上とする。

<現 状>

女性の育児休業取得率100%、男性の育児休業所得率40%（10人中4人取得）と比較的高いが、男女ともに仕事と家庭の両立を図るためには、男性職員の積極的な育児参加が必要であるため、該当職員の半数以上（50%以上）を目標とする。

<対 策>

- 令和7年4月～ 令和7年4月1日施行の育児・介護休業法の改定に基づく制度や相談窓口について、管理会議等にて周知する。
- 令和7年4月～ 対象者へ個別に周知・意向聴取を実施する。
- 令和7年10月～ 令和7年10月1日施行の育児・介護休業法の改定に基づく制度や相談窓口について、管理会議等にて周知する。

目標3 職員一人あたりの月平均残業時間を3時間以内とする。

<現 状>

職員一人あたりの月平均残業時間（正職員平均 3.25時間）は少ないものの、職員の残業時間に偏りがあり、業務の属人化が窺える。時間外の要因を把握し、対応策を検討する必要がある。

<対 策>

- 令和7年4月～ 時間外の実態（部署・時間・内容）について調査する。
- 令和7年9月～ 時間外の調査結果を分析し、時間外の要因をまとめる。
- 令和7年11月～ 分析結果を施設長会議に報告し、対応を検討する。